

一般社団法人 EIGC 会員規約

2021年3月28日

第1条 EIGCは、グローバルなコミュニケーションの道具である英語力を養成すると同時に、社会問題に対する関心と高い意識を持ち、自ら能動的に考え判断、行動し、社会全体の平和と幸福のためにグローバルに活躍できる人材を育てることに寄与することを目的としています。その目的を達成するために、以下の事業を行います。

- (1) 英語・コミュニケーション教育サービス事業
- (2) 教材および教授法の研究と開発
- (3) 教育にかかわる調査研究および提言
- (4) 前各号に付帯するまたは関連する一切の業務

第2条 会員は、EIGCの目的に賛同する個人、法人またはその他の団体等で構成し、会員の区分は以下のとおりです。

- (1) 正会員：EIGCの目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員：EIGCの目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人、法人、またはその他の団体

(入会および会費)

第3条 EIGCの所定の方法にて入会の意思を提示し、別表に定める会費を納入してください。会費の納入日を以て入会の成立とします。

会費は、毎年4月1日から翌3月31日の1年間を対象とします。

また、いったん支払を受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行いません。

第4条 会員は退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

(正会員の権利)

第5条 正会員は、社員総会の議決権を持ち、EIGCが行う事業または活動に参加し、会報、事業報告等の情報を受けることができます。

(総会)

第6条 EIGCの社員総会は、正会員を持って構成し、定時社員総会は毎年一回、毎事業年度終了後3か月以内に開催します。必要がある場合には、臨時に開催できます。

(定款)

第7条 本会員規約は、EIGCの定款に準じて定めたものです。その他の会員の権利や義務についての詳細はEIGC定款をご参照ください。

(別表)

正会員	一口5千円
賛助会員	一口5千円

(附則) この規約は2021年3月28日から施行します。